

## 入札公告

不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年1月9日

福島県教育委員会 教育長 鈴木 竜次

### 1 入札に付する事項

#### (1) 事業名

不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務

#### (2) 事業の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

#### (4) 履行場所

福島県立福島高等学校ほか99箇所

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

#### (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

#### (2) 公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

#### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

#### (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

#### (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同規模程度の業務について過去2年間に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

#### (1) 提出期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）

福島県教育庁教育総務課

電話 024-521-8658

(3) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、令和8年1月20日（火）午後5時必着とする。

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書・申請書等の交付場所及び問合せ先は3に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか福島県教育委員会のホームページにおいても公開する。

5 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時

令和8年1月26日（月）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

福島県西庁舎5階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他

郵便による入札は、不可とする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

入札書には①消去等作業費用、②売買代金（買取額）、③差引総額（①-②）をそれぞれ記入すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、①消去等作業費用から②売買代金（買取額）を差し引いた総額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

（教育総務課）